

台風などの自然災害等に備えて、園芸施設共済に加入しましょう！

近年、自然災害が激甚化する傾向にあることから、自然災害による農作物や農業用ハウスの被害への備えとして、農業共済制度や収入保険制度といった公的な保険や民間保険会社の各種保険等がありますので、万一の場合に備えて、共済等に参加してリスクに備えることが重要です。

園芸施設共済加入と未加入者の補助額の比較

園芸施設共済に参加していない方が国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）により支援を受ける場合には、共済に参加していれば支払われることになる共済金相当額が控除されます。

【参考例】

試算前提 経過年数1年未満のパイプハウスの再建／再建費用100万円
(仮定) ※国及び県・市町村補助率は、令和元年度台風15号・19号時のもの

共済加入者 ➡ 自己負担なし

共済金支払額 80万円	国助成金	県助成	市町村助成
	10万円	5万円	5万円

共済未加入者 ➡ 自己負担 80万円

国助成金	県助成	市町村助成	自己負担 80万円
10万円	5万円	5万円	

※1 実際に支払われる国助成金額は、被災ハウスの経過年数や園芸施設共済の加入状況等により異なります。

※2 補助事業の要件：被災施設の園芸施設共済加入が条件となります。